

【大学院 修士課程】

国による大学院「授業料後払い制度」について

1 授業料後払い制度とは

大学院修士段階の授業料について、在学中の授業料を国が立て替え、返還は修了後の所得に応じた「後払い」ができる制度です。

2 対象となる方（次のすべてを満たす必要があります。）

- ・ 2024年度春の新規入学者で、学部で修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）の対象となったことがあり、かつ、就労等を挟まずに大学院へ進学したこと（2024年度春の新規入学者の特例）
- ・ 本人の希望に基づき、在学を通過して申請を行ったこと
- ・ 日本学生支援機構（以下、「JASSO」）の修士段階を対象とした月額50,000円または88,000円の第一種奨学金（以下「第一種奨学金」という。）と同様の家計基準及び学業成績基準を満たすこと
- ・ 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がないこと

3 本学の対応

- ・ 対象者に対して、前期分授業料等諸費納付期限までに行うべき前期授業料の納付を2024年秋まで猶予します。
- ・ 本制度に認定された場合は、猶予された前期授業料も後払いの対象となります。

4 留意すること

- ・ この制度は貸与なので、修了後に所得に応じてJASSOに返還する必要があります。
- ・ この制度を利用した場合、第一種奨学金の貸与を受けることができません。別途「生活費奨学金」の申請をすることができます。
- ・ JASSOが定める保証料の支払いが必要です。（金額は未定です。）
- ・ 別途、JASSOへの申込が必要です。申込開始日等、詳細は未定です。
- ・ この制度に認定されなかった場合、別途指定する期限までに授業料を全額納入することが必要となります。

- ・ 現段階の試算では、この制度の支援額が本学の授業料に足りないので差額を納入することが必要になります。
- ・ 入学金及び施設維持費は本制度の対象ではないため、後払いの対象にはなりません。

現段階の支援額による試算

776,000 円（支援額）-1,000,000 円（授業料年額）-350,000（施設維持費）=△574,000 円
よって、574,000 円を定められた期日までに納入することが必要です。（機構の保証料を含まず。）

なお、本学音楽学部卒業生以外の方は、さらに 300,000 円の入学金が必要になります。

4 希望する場合の書類等提出について

(1) 提出書類

- ① 「授業料後払い制度」希望申請書（ホームページからダウンロードしてください。）
- ② 奨学生番号が記載された JASSO 発行の給付奨学生証の写し

(2) 提出期限

2024 年度春季入学の各出願期間内（出願書類に同封してください。）

5 本件に関するお問い合わせ先

学事部学生生活

TEL : 082-225-8006

Mail : gakusei01@eum.ac.jp

6 備考

本制度は国による検討が進められており、詳細が不明な点や変更が生じる場合があることをご承知おきください。

「授業料後払い制度」希望申請書

以下、必要事項を記入のうえ提出してください。

出願先	音楽研究科 専攻 ()	
	姓	名
ふりがな		
氏名		
在籍大学		
学部・学科	学部	学科
学籍番号		
住所	〒	
電話番号（携帯）		
メールアドレス		

※ 奨学生番号が記載された日本学生支援機構発行の給付奨学生証（写）を添付して提出してください。

※ 不認定となった場合には、提出された書類は本学にて責任を持って破棄します。